(別添)

〇農林水産省令第四十六号

医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条の三ただし書及び第八十三条 0 匹]第一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基づき、 医薬品、 医 ·療 機器等の 品質、 有効性及

び安全性 の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医 療等製品 0 使用 の禁止 に関する規定の 適用を受け

ない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品 の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次の

ように定める。

令和五年九月二十二日

農林水産大臣 宮下 一郎

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品 及び再生医 療等

製品 一の使用 の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品の使

用の規制に関する省令の一部を改正する省令

(医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製

品 の使用 の禁止 に関する規定の 適用を受けない場合を定める省令の 部改正

第 条 医 薬品 医 療 機 路等の 品 質、 有効性 及び安全性の 確保等に関 する法律に基づく医薬品及び再生医 療

等製品 \mathcal{O} 使用 0 禁止 に 関する規定 の適用を受けない場合を定める省令 (平成十五年農林水産省令第七 十号

)の一部を次のように改正する。

次 の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 (以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応

する改正 後欄に掲げる規定の傍線 部 分が あるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正 後欄 に 掲げ

る規定 の傍線部分でこれに対応する改 正 前欄 に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

1	改正後
(新設)	改正前

(動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正)

第二条 動物用 医薬品及び医薬品 の使用 の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号)の一

部を次のように改正する。

次 の表により、 改正後欄 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正 一前欄に 掲げる規定の傍線 部 分が

ないものは、これを加え、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線部分がないものは、これを削る。

	改正	後				改正	前	
別表第1(第2条、	第4条及び第5	条関係)		別。	別表第1(第2条	、第4条及び第5条関係)	条関係)	
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間		動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>ニフルスチレ</u> ン酸ナトリウ	かれい目魚類 (体重50g以下の	<u> 水1t当たり</u> 10g以下の量	食用に供する ために水揚げ
					<u>ムを有効成分</u> とする薬浴剤	<u>&O)</u>	を溶かして薬 浴すること。	する前2日間
(略)	(略)	(略)	(略)		(器)	(器)	(略)	(略)
注 1~20 (略)	{})			Ť	1~20 (累	8)		
H.	医薬品 対象動物		使用禁止用途		動物用医薬品	動物用医薬品使用 対象動物		使用禁止用途
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)
ニトロフラゾン	(略)	(器)			ニトロフラゾン	(略)	(略)	
を有効成分とす るもの					を有効成分とす るもの			
ニフルスチレン	対象動物	食用に供	食用に供するために出		(新設)	(新設)	(新設)	
一般ナトリウムを 有効成分とする		荷する対 用に供す	荷する対象動物及び食 用に供するために出荷					
<u>& 0</u>		する乳、	鶏卵等を生産					
		9 0 %	9 公刈 参則物・ハ皮用					

(略)
(略)
(略)
(略)
(略) (略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に製造販売されたニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤を販

売し、 又は授与する場合には、 動物用医薬品等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号) 第百 一

条第八号に規定する事 項の記載は、 「使用基準の定めるところにより使用すること」と記載され た書 面 を

当該 薬 浴 剤を購入し、 又は譲り受けようとする者に対して交付することをもってこれに代えることができ

る。

2 前 項 の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、 授与し、

又は 販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 若しくは陳列するニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする

薬浴剤に係る同号の規定の適用については、 なお従前の例によることができる。